

平成 25 年度「介護職員初任者研修」に関する情報の開示

(1) 研修機関の情報

- 学校名称 : 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校 福祉科
- 代表者 : 校長 山崎 英久
- 所在地 : 神奈川県横浜市旭区中尾 1 丁目 5 番地 1 号 TEL : 045-391-9161
- 教育理念 : 【教育目標】

教育基本法、学校教育法に則り、高等学校普通教育および看護・福祉に関する専門教育を施すことにより有為な人間を育成する。

【教育方針】

看護・福祉の社会的意義を理解させるとともに、人間性涵養のため次のことに努める心身の健康 品性を高め、常に強健な身体を保持し、明朗にして心豊かな人間性を養う 責任と協調 自己の責任を果たすとともに、平等な愛と協力を惜しまない態度を身につける 奉仕と勤勉 奉仕と勤労をいとわぬ精神を培う。

【学校目標】

- ① 基本的な生活習慣と基礎学力の定着と共に、看護・社会福祉の専門教育の充実を図る。
- ② 看護の心・福祉の心を培う教育活動を推進する。
- ③ 看護・医療・社会福祉分野への進路実現のための指導・支援を行う。

○ 学則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本校は、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校と称する。

(目 的)

第 2 条 本校は、中学校の教育の基盤の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び看護又は福祉に関する専門教育を施すことを目的とする。

(位 置)

第 3 条 本校は、横浜市旭区中尾一丁目 5 番 1 号に置く。

(課程、学科及び定員)

第 4 条 本校に、全日制の課程の看護科及び福祉科を置き、その生徒の定員は別に定めるところによる。

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3 年とする。

2 生徒が学校に在学することができる年数は、6 年とする。ただし、校長が 6 年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 学年、学期、休業日等

(学 年)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 5月12日

(4) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて64日以内で、あらかじめ教育長に届けた日

2 前項第4号に規定する休業日の日数には、同項第1号から第3号までに規定する休業日を含むものとする。

(臨時休業)

第9条 非常変災その他急迫の事情がある場合又は、教育の実施上特別の事情があるときは、授業を行わないことがある。

(振替授業)

第10条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第11条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により編成する。

第12条 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

(教科書)

第13条 本校において使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう)は、県教育委員会が採択したものとする。

第14条 前条に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科書用図書を使用することができる。

第4章 課程の修了及び卒業の認定

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第15条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第17条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第18条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が、中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- (6) 校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 通学区域については、神奈川県立の高等学校通学区域規則(昭和37年県教育委員会規則第17号)の定めるところによる。

(編入学資格)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年令に達し当該学年在籍

する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願の手続き)

第20条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学の許可、入学者の選抜)

第21条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者に対する選抜は、県教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。

(入学の手続き)

第22条 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第26条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により休学又は退学しようとするときは、保護者は、休学又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認められる者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年をこえることはできない。

4 校長は、生徒の休学期間が1年以上にわたるときは、退学を命ずることがある。

(復学、再入学)

第27条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が、再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第28条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記して校長に届け出なければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により休暇を願い出たときは、別に定めるところにより忌引休暇を与えることができる。

(氏名又は住所の変更)

第31条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞 罰

(表彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性向不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学検定料等

(入学検定料等)

第34条 入学検定料、入学科及び授業料の扱いについては県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第35条 本校の職員組織は、校長が別に定める。

第36条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和38年12月28日から施行する。以下省略。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

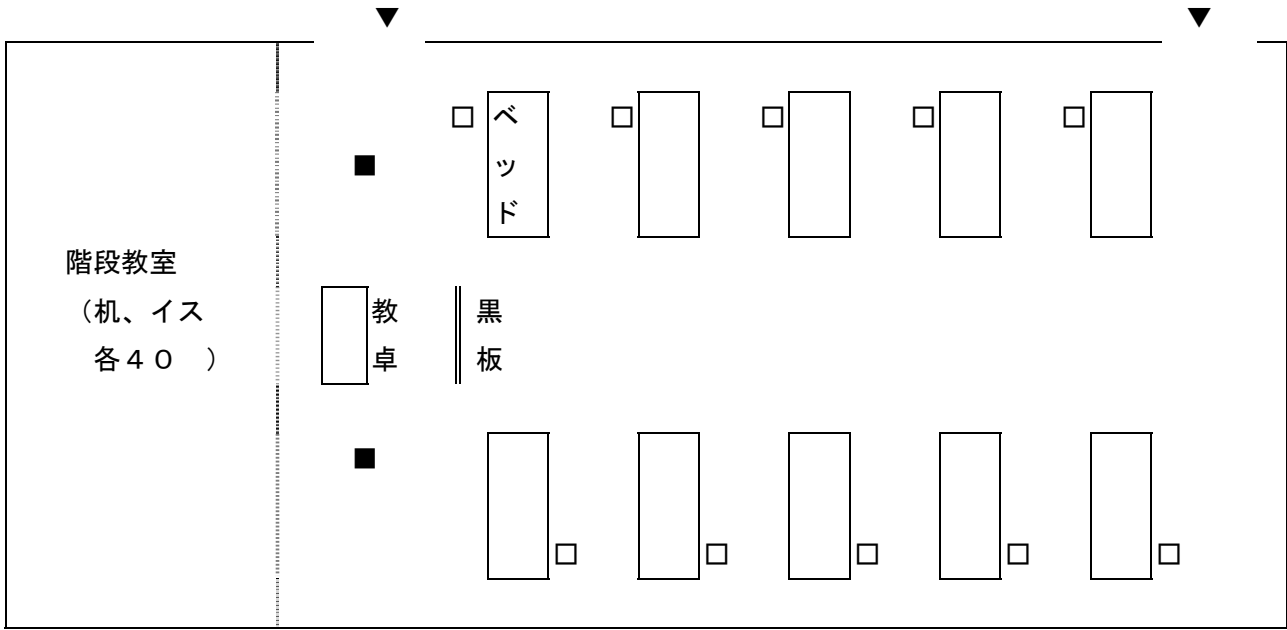
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において本校に在学する生徒の在学期限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に入学した生徒
平成26年3月31日
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に入学した生徒
平成27年3月31日
 - (3) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒 平成25年3月31日

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

○ 研修施設・設備 : 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校
 実習棟の設備は以下の通り。

I 看護・介護実習室 (2室) 144m²

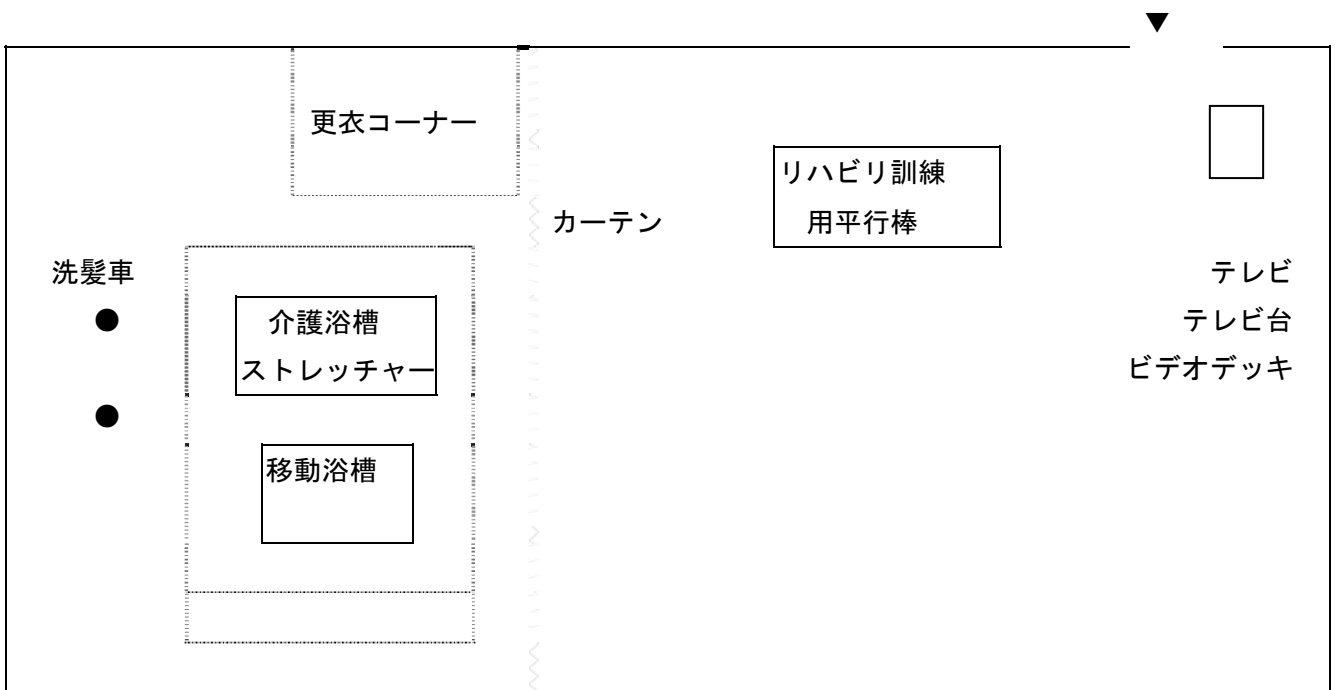
出入口



■ ; ビデオ □ ; 床頭台

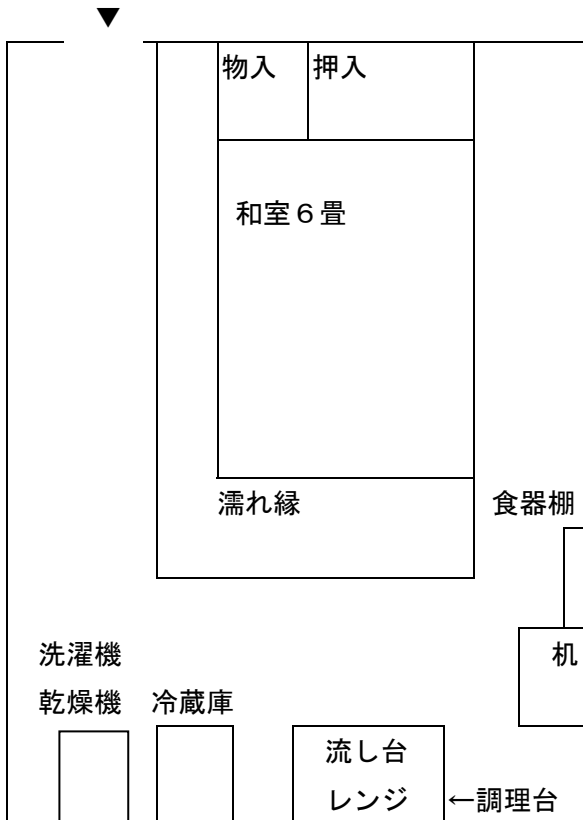
II 入浴実習室 144m²

出入口



給湯設備

Ⅲ 在宅介護実習室 56㎡



(2) 研修事業情報

○研修の概要

- ①対象者 : 本校福祉科1年生(受講開始時)
- ②定員 : 40名
- ③研修受講まで: 募集・申込みは神奈川県教育委員会の公立高等学校入学者選抜試験に準じる。
- ④費用 : 同行訪問実習費 1,000円、 実習保険代 250円
- ⑤留意事項

メッセージ : 本校は、授業への遅刻5分以上で欠課扱いとなります。欠席に応じた補習を行います。日頃の授業・実習の積み重ねによって、専門的知識と技術、規律と柔軟性を兼ね備えた介護福祉従事者を育成したいと考えています。

○課程編成責任者: 校長 山崎 英久
副校長 山廣 茂夫
教頭 井上 由一
教諭 平林 美織

○研修カリキュラムと科目担当者・講師情報

※平成25年4月時点での開講期間2年間における計画とする。

研修責任者	山 崎 英 久 (学校長)		
コーディネーター	山 廣 茂 夫 (副校長) 井 上 由 一 (教頭)		
科目講師 介護職員初任者研修に 該当する科目 (五十音順)		担当科目 (1年次)	担当科目 (2年次)
	加藤 福美	「生活支援技術」 「こころとからだの理解」	
	河野 裕美	「生活支援技術」	「介護総合演習」
	古宮 雄大	「社会福祉基礎」 「生活支援技術」	
	齋藤 朋美		「介護総合演習」
	竹内 真澄	「生活支援技術」	「介護総合演習」
	平林 美織	「生活支援技術」 「介護福祉基礎」	
	逸見 聡美		「介護総合演習」
	保坂 和子	「生活支援技術」	
	三品 隆広		「介護総合演習」

○実習施設 (見学)

運営主体 (法人名)	施設名・事業所名	サービス 種別	所在地
社会福祉法人 慶優会	特別養護老人ホーム 今宿ホーム	入所施設	〒241-0817 横浜市旭区今宿 1-5-1

(訪問介護実習)

実習内容 (計画)	在宅支援の現状を把握し、介護職として求められる利用者の生活と心身の状況に応じた介護及び家事援助について学ぶ。		
運営主体 (法人名)	施設名・事業所名	サービス 種別	所在地
社会福祉法人 聖テレジア会	在宅介護支援センター 聖ヨゼフヘルパーステーション	訪問介護	〒238-0018 横須賀市緑が丘 26
社会福祉法人 清光会	さわやか苑 訪問介護事業部	訪問介護	〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1723-1
社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会	保土谷介護事務所	訪問介護	〒240-0002 横浜市保土ヶ谷区宮田町 1-5-10 高梨医療ビル 4階
社会福祉法人 中心会	えびな北高齢者施設	訪問介護	〒243-0431 海老名市上今泉 4-8-28
社会福祉法人 麗寿会	ケアセンター茅ヶ崎元町	訪問介護	〒253-0043 茅ヶ崎市元町 10-33
株式会社 ツクイ	ツクイ横浜保土谷営業所	訪問介護	〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町 2-335-2
株式会社 ツクイ	ツクイ 横浜瀬谷営業所	訪問介護	〒246-0032 横浜市瀬谷区南台 1-37-7 アトリウムビルⅡ
株式会社 ツクイ	ツクイ 横浜藤棚営業所	訪問介護	〒220-0051 横浜市西区中央 1-29-3 渡辺ビル 1B号室
社会福祉法人 若竹大寿会	訪問介護東白楽事業所	訪問介護	〒221-0812 横浜市神奈川区平川町 2-4
大信産業株式会社	ケアサービスみのり旭	訪問介護	〒241-0018 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-29-11
社会福祉法人 誠幸会	泉の郷	訪問介護	〒245-0022 横浜市泉区上飯田町字庚申塚 2083-1